



ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで

とやまみどり認定

を受けましょう!!

とやまみどり認定とは

国の「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度（みどりの食料システム法）に基づいて、**環境負荷低減**に向けた**生産者や地域の取り組みを支援・促進**するため県が認定する制度です。

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
※計画認定後、令和8年3月31日までに取得する機械等が対象です。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。
- 土づくり・化学肥料・化学農薬の低減に取り組む方は、
エコファーマーの愛称とマークを使用できます。
※旧のエコファーマー制度と同じ取り扱いになります。



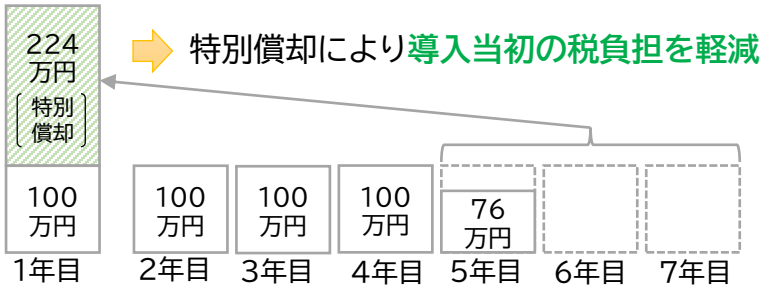
（令和7年3月）

認定を受けるメリット(設備投資の際の税制優遇について)

青色申告を行う農業者が、認定計画に従って**化学肥料・農薬の使用低減**に必要な機械等を導入した場合、通常の減価償却額に金額を上乗せして償却できます。(機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%)

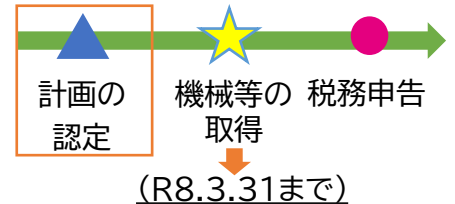
特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入の タイミングに注意!

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制優遇を受けることができません!



税制対象の農業機械
(農林水産省ホームページ)

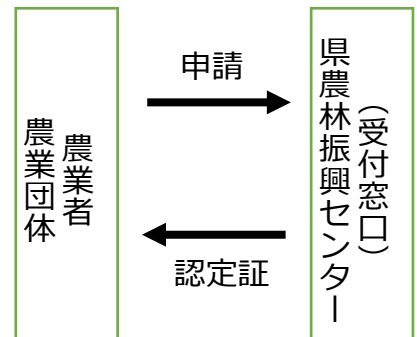
税制対象の農業機械は、農林水産省
ホームページをチェック!

～ 申請手続き ～

申請は、お近くの県農林振興センターへ!

<申請に必要な書類>

- ①計画認定申請書(住所や氏名などの基本情報)
 - ②実施計画書(5年後の目標、活動内容、実施体制など)
 - ③添付書類(直近の土壌診断結果など)
- ※支援措置希望の方は、機械の導入時期等を記載した関連書類の添付が必要です。



様式等は県ホームページに掲載しています。「富山県 みどりの食料システム」で検索!

申請手続きに関するお問い合わせ・連絡先

新川農林振興センター	〒938-0801黒部市荻生3200 TEL0765-52-0268 FAX0765-52-3115
富山農林振興センター	〒930-0088富山市諏訪川原1-3-22 TEL076-444-4521 FAX076-444-4516
高岡農林振興センター	〒933-0806高岡市赤祖父211 TEL0766-26-8474 FAX0766-26-8475
砺波農林振興センター	〒939-1386砺波市幸町1-7 TEL0763-32-8111 FAX0763-32-8139
県農業技術課 エコ農業推進係	〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル10階 TEL076-444-8292 FAX076-444-4409